

佐賀空港空港土木施設維持管理委託（空港維持管理） 特記仕様書

第1章 総則

第1項 適用

本特記仕様書は、佐賀空港空港土木施設維持管理委託（空港維持管理）に適用する。

第2項 委託の概要

1) 委託場所

佐賀市川副町犬井道 佐賀空港内

2) 委託概要

草刈 A=66ha
排水溝清掃 L=4, 268m
修繕 一式

3) 委託数量

委託数量総括表とする。

4) 履行期間

本委託の履行期間は、契約日から令和8年6月30日までとする。

ただし、業務の実施期間は契約日から令和8年5月31日までの期間とし、令和8年6月1日から令和8年6月30日までの期間は、上記期間に実施した業務の精算を行う期間とする。

第3項 本委託は設計図書及び本特記仕様書による外、次に掲げるもの（以下「共通仕様書等」という）を遵守し、業務に従事することとする。

1. 土木工事等共通仕様書（佐賀県県土整備部）
2. 佐賀空港管理業務処理要領
3. 佐賀空港制限区域管理要領
4. 佐賀空港制限区域内工事実施要領

※土木工事等共通仕様書等及び特記仕様書中の図書等については、本業務委託契約時点での最新版を使用すること。

第4項 本特記仕様書と共通仕様書が一致しない事項については特記仕様書を優先する。

第5項 作業に関しては監督員と連絡を密にし、トラブル等が生じないように留意する。

第2章 一般事項

第1項 制限区域内への立入りは、佐賀空港事務所長より許可を受けた人員および車両とする。

第2項 作業時間は、次のとおりとする。

- (1) 昼間工区（運用時間内） …… 5：00～22：00までの間に行う作業。
- (2) 夜間工区（運用時間外） …… 22：00～翌5：00までの間に行う作業。

基本的には、上記の時間帯で作業を行うこととしているが、作業時間帯を変更することがある。

第3章 安全管理

第1項 作業を行う場合は、必要に応じて携帯用無線機を常備し、航空機及び作業員の安全を図るものとする。

第2項 夜間作業時間帯に行う空港施設巡回工、草刈工について夜間照明を配置し、作業区域の安全を図るものとする。

第3項 安全管理上、当然必要と思われる事項については監督員と協議の上、実施するものとする。

第4章 受託者の義務

第1項 作業は設計図書に従い実施することとするが、作業状況において質疑が生じた場合は、すべて監督員の指示によるものとする。

第2項 この仕様書に定めなき事項または、この委託の作業に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じ、監督員と協議するものとする。

また、必要に応じ協議内容は打合せ簿にて整理するものとする。

第3項 作業責任者として施工経験及び見識が豊富で、なおかつ技術優秀な者を現場に常駐させることを基本とし、責任を持って円滑な遂行に努めなければならない。

また、作業責任者は次のいずれか1つの資格を有すること。

「建設業法第27条第4項の規定による技術検定」

イ 1級若しくは2級の「建設機械施工技士」

ロ 1級若しくは2級の「土木施工管理技士」

- 第4項 着手にあたり速やかに作業計画書及び使用資材承認書を作成し、監督員の承認を受けなければならない。
- 第5項 現場の管理は、労働安全衛生法、航空法及び建設業法等の関係法規を遵守し、作業の安全かつ円滑な進捗に努めなければならない。
- 第6項 作業（昼間・夜間）においては車両に黄色回転灯を設置する。夜間作業時、作業員は反射ベストを必ず着用しなければならない。
- 第7項 作業に関連して地元住民・関係機関との紛争の回避に努め、公共施設などの損傷を与えることがないように十分に注意しなければならない。
- 第8項 また、損傷を与えた場合は、受託者の責任において速やかに復旧するものとする。作業区域は、航空法で定められている転移表面等の制約があるため、監督員と十分な打合せを行い、作業しなければならない。
- 第9項 制限区域への立入時及び退出時には、その都度事務所に通報し許可を得なければならない。また、ゲートについては、施錠確認を確実に実施すること。
- 第10項 いかなる理由においても監督員の許可を得ずに行う自由施工は認められない。
- 第11項 受託者は、この特記仕様書に定める事項に明らかに違反し、重大な過失を犯した場合は受託者の責において、解決を図らなければならない。その責に帰する理由により、業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 第12項 航空機走行区域等において使用する車両については黄色回転灯を装備するものとする。

第5章 官公庁その他手続き

- 第1項 作業に必要な関係官公庁その他機関に対する諸手続きは、遅滞なく行い且つこれらの手続きに要する費用は、受託者の負担とする。

第6章 作業内容

- (1) 草刈工は、着陸帯(I)及び夜間作業指定区域を夜間工区、着陸帯(II)・その他区域を昼間工区とし、機械又は人力において草刈を行うものとする。
制限区域内の刈草は、梱包し制限区域外に搬出、指定場所においてラッピングするものとし、処分対象箇所での刈草については指定場所に搬出し、同箇所において適切に処分するものとする。
第1回目の草刈時期は、9月下旬から11月下旬の間で行うものとする。また、第2回目の草刈時期は、翌年3月下旬から5月下旬の間で行うものとする。
自衛隊駐屯地工事による控除分の面積は暫定のため変更になる。
- (2) 排水溝清掃工は、水路・暗渠清掃用の特殊機械及び人力によって清掃を行うものである。今回の排水溝清掃工は、空港の中央（標点）から29側（東側）の場周水路を行うこととする。今回の排水溝清掃の対象となる場周水路内の全部の水を清掃作業前に1度落とすこととする。
- (3) 修繕工（雑工）は、制限区域及びその周辺において空港土木施設の補修工事であり、監督員の指示に速やかに対応し作業を行う。なお、修繕費として、普通作業員5人及びその人件費の50%（雑材料及び機械損料等）を見込み計上している。
- (4) 自衛隊駐屯地工事付近の作業（伐採等）前に、監督員へ作業期間等を報告し、指示を仰ぐこととする。

第7章 公害・産業廃棄物関係

- 第1項 本業務委託により発生した廃材については、県指定の廃棄物処理業者において適切に処理し、完成図書にはマニフェスト伝票を添付する。

第8章 作業計画書

- 第1項 作業計画書は遅滞なく作成し、監督員の承認を得た上で作業を実施するものとする。

第9章 その他

- 第1項 対象となる要領等
本業務は、以下に示す要領等の対象業務である。
各要領等に基づき実施すること。

適用年月日

- ・ 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(R7. 4. 30)

- ・ ウィークリースタンス実施要領 (R6. 4. 1)
- ・ 工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領 (R3. 10. 30)
- ・ 建設工事設計変更ガイドライン (H28. 2. 1)
- ・ 設計変更会議実施要領 (R3. 10. 30)
- ・ 情報共有システム運用ガイドライン (R6. 8. 8)
- ・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領 (R3. 10. 30)
- ・ 地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル (H26. 1)

なお、上記の要領等については佐賀県庁ホームページ内に掲載されております。

- ・ 佐賀県庁ホームページ>分類から探す>しごと・産業>入札・補助金・公共事業>入札>建設工事関連 入札制度等>積算等技術案内>設計積算図書及び土木工事に関する部内通知および要領等について
- ・ 佐賀県庁ホームページ>分類から探す>しごと・産業>入札・補助金・公共事業>入札>建設工事関連 入札制度等>積算等技術案内>佐賀県のCALS/ES